

〔『法学新報』第34卷4(387)号 大正13年4月5日〕

○専門学校入学資格の拡張 文部省告示第百九号(大正十三年三月十二日)を以て専門学校入学者検定規程第八条第一号に依り左記の者を専門学校入学に関し中学校若は修業年限四年の高等女学校卒業者と同等以上の学力を有する者と指定せり

一、男子実業学校卒業者

但し尋常小学校卒業程度を以て入学資格とする修業年限五年、高等小学校卒業程度を以て入学資格とする修業年限三年若は之と同等以上の実業学校の卒業者に限る

一、修業年限二年の高等女学校高等科に入学することを得る者

一、実科高等女学校及高等女学校実科卒業者

一、女子実業学校卒業者

但し尋常小学校卒業程度を以て入学資格とする修業年限四年、高等小学校卒業程度を以て入学資格者二年若は之と同等以上の実業学校の卒業者に限る